

久留米市屋外広告物の手引き

目次

- 1 屋外広告物とは (P1)
- 2 手続きの流れ (P3)
- 3 禁止物件・禁止広告物 (P4)
- 4 禁止地域等 (P5)
- 5 許可地域及び基準 (P6)
- 6 申請方法 (P11)
- 7 許可期間・手数料 (P13)
- 8 適用除外広告物 (P14)
- 9 設置後の維持管理・点検 (P17)
- 10 屋外広告業の手続き (P19)

(別冊1)地域区分図・色彩表

(別冊2)久留米市屋外広告物許可申請 Q&A

久留米市 都市建設部 都市計画課

令和6年 6月 改正

令和6年10月 施行

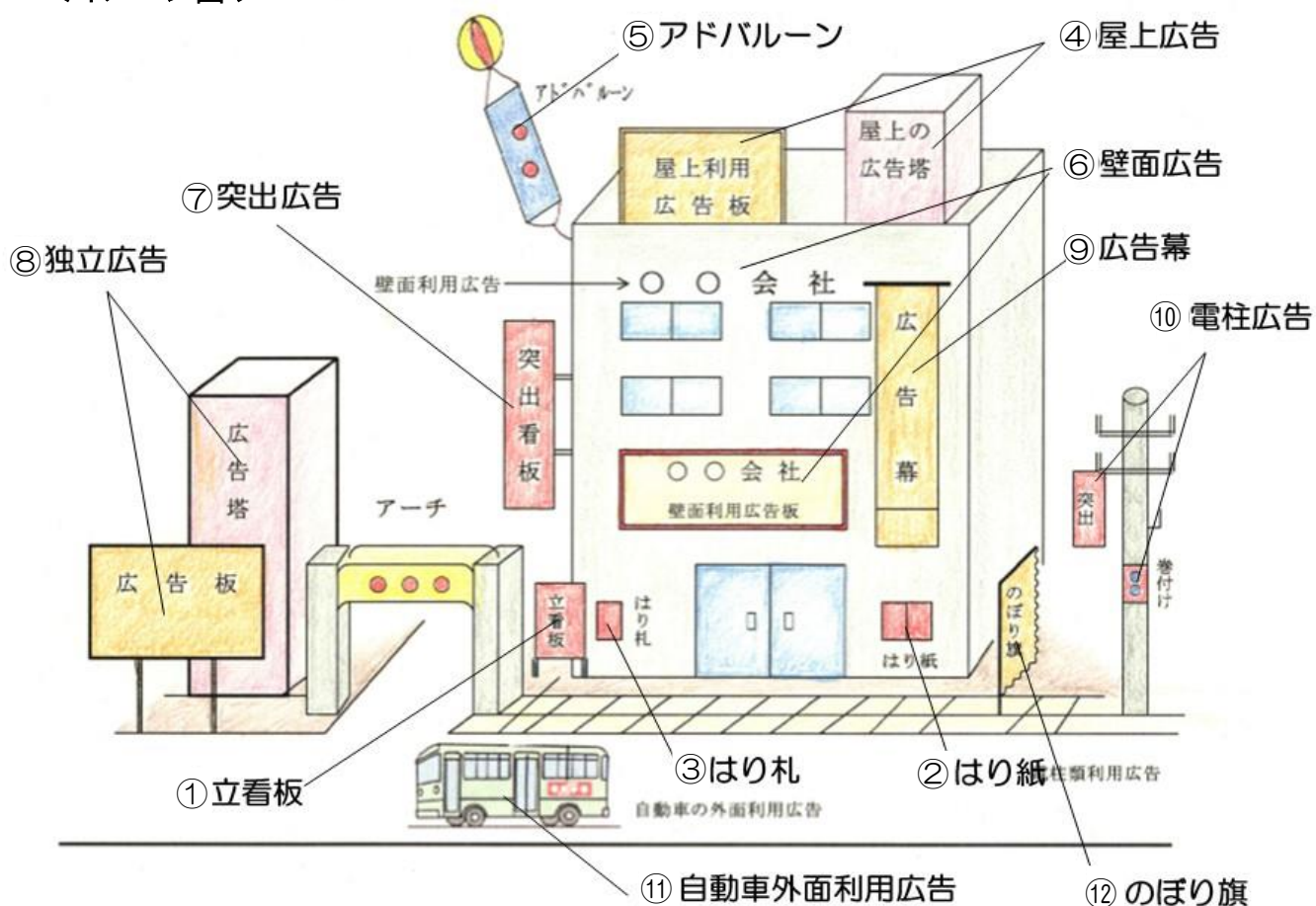
1. 屋外広告物とは

「常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるもの」で、内容が営利・非営利を問いません。文字表示だけでなく、絵・写真等も広告物となります。

具体例や主な区分は次のとおりです。

- 一般広告：独立広告、屋上広告、壁面広告、突出広告
- 電柱広告：電柱広告
- 簡易広告：はり紙類、立看板、公告旗、広告幕、アドバルーン
- その他広告：車体利用広告等

＜イメージ図＞



■より美しく快適なまちづくりへ

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止を促進するため、条例で屋外広告物についての規格基準や安全点検等について定めています。久留米の街をより美しく、快適に住みやすくするため、皆様方のご協力をお願いいたします。

■屋外広告物を「表示又は設置」する場合は許可が必要

一部の広告物を除き、屋外広告物を表示・変更等する際は、許可が必要です。
事前にご確認の上、手続きをお願いいたします。

■屋外広告「業を営む」場合は届出が必要

屋外広告物の設置を業としている方は、市長へ屋外広告業の登録が必要です。
福岡県全域で営業する場合は福岡県への登録が必要となり、久留米市へはその旨を届出します。

■令和6年10月から新しい条例がスタート

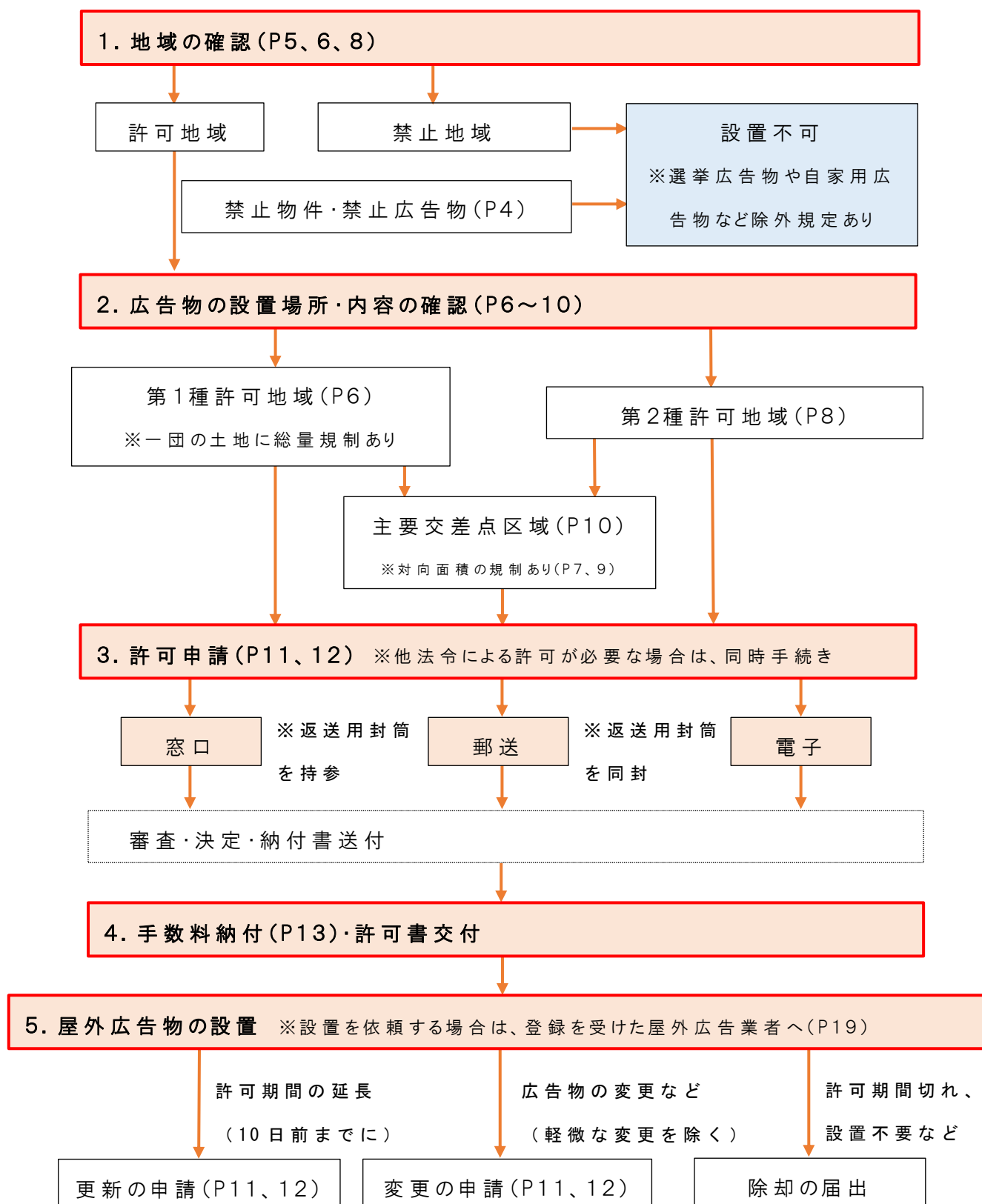
手続きについての主な改正内容は次のとおりです。

- 発光可変表示式広告物（デジタルサイネージ等）の規格基準を新設
- その他種類ごとの基準を強化（1広告当りの面積上限を設定）
- 第1種許可地域で合計表示面積に上限を新設（総量規制）
- 第1種許可地域の範囲を拡大
- 主要交差点区域26か所に対向面積の基準を設定
- 安全点検項目の細分化（屋外広告物安全点検結果報告書の様式変更）

より良いまちづくりへご協力をお願いします。

2. 手続きの流れ

許可申請フロー



3. 禁止物件・禁止広告物

以下に挙げる物件及び広告物等は表示・設置を禁止しています。類似のものに関しましては都市計画課までお問い合わせください。

屋外広告物を表示してはならない物件（禁止物件）

- ①橋（橋台及び橋脚を含む。）、トンネル、高架構造物及び分離帯
- ②石垣、よう壁
- ③街路樹、路傍樹、保存樹
- ④信号機、道路標識、道路の防護柵、カーブミラー、パーキングメーター
- ⑤街路灯、電柱（はり紙類・立看板・広告旗）
- ⑥消火栓、火災報知機
- ⑦電話ボックス、郵便ポスト、路上変電塔
- ⑧送電塔、送受信塔、照明塔
- ⑨煙突、ガスタンク、貯水タンク
- ⑩銅像、神仏像、記念碑
- ⑪景観重要建造物、景観重要樹木
- ⑫道路の路面

掲出してはならない広告物（禁止広告物）

- ・著しく汚れたもの・退色したもの・塗料等がはく離したもの
- ・著しく破損したもの・老朽化したもの
- ・倒壊や落下のおそれがあるもの
- ・信号機・道路標識等に類似するもの
- ・信号機・道路標識等の効用を妨げるようなもの
- ・道路の見通しを妨げるものや、交通の安全を阻害するおそれがあるもの

4. 禁止地域等

【禁止地域】…良好な景観又は風致の維持の観点から、屋外広告物の表示等を禁止する地域

- 九州自動車道両側 500m未満の地域で、国勢調査の結果公表された人口集中地区を除く地域
- 九州新幹線両側 500m未満の地域で、次に掲げる部分を除く地域
 - ・国勢調査の結果公表された人口集中地区
 - ・都市計画法第8条第1項に定める用途地域に係る部分
 - ・上記に掲げる部分の背後の土地
- 古墳及び墓地
- その他市長が特に必要と認めて指定する地域又は場所

詳細については、都市計画課窓口（都市計画等情報管理システム）もしくは、お電話にてお問い合わせください。

5. 許可地域及び基準

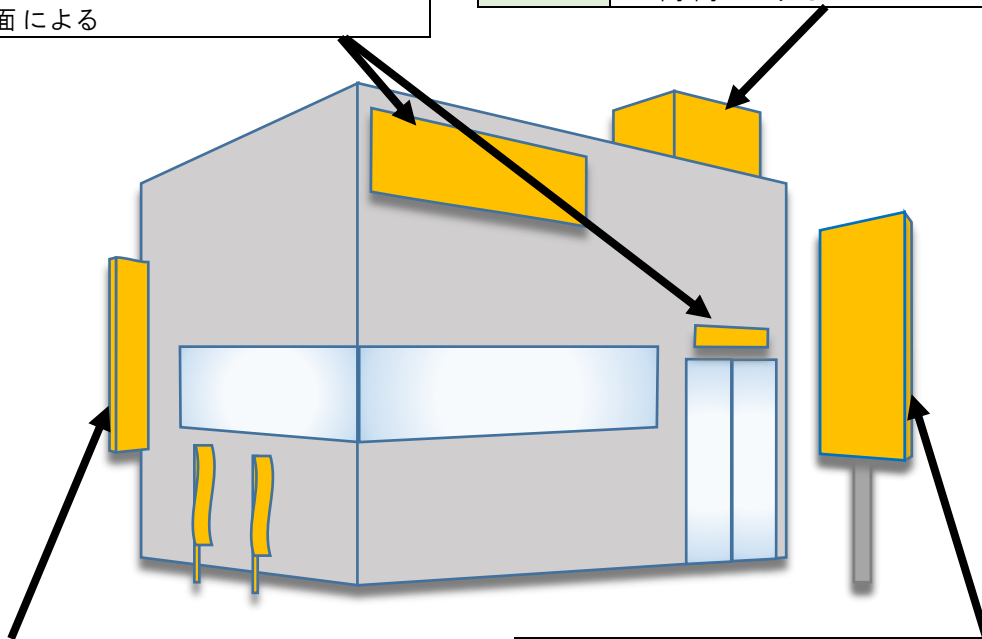
【第 1 種許可地域】…良好な自然・田園環境や住宅環境との調和を図るため広告物の掲出を極力抑制する地域

● 第 2 種許可地域 以外の地域

(市街化調整区域、用途白地地域、第 1 種・第 2 種住居専用地域、風致地区、生産緑地地区、景観重点地区)

①壁面広告	
面積	1 壁面あたりの合計面積 $\leq 1/5$ 壁面 (自家用広告物以外) 1 広告あたりの面積 $\leq 5\text{m}^2$
その他	多角形の場合は折れ点毎の壁面による

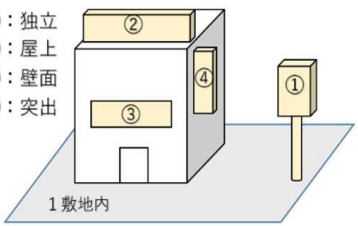
②屋上広告	
高さ	広告物の高さ $\leq 1/3$ 建物の高さ 地上からの高さ $\leq 50\text{m}$
その他	・建物の高さが一定ではない場合は、その広告物を設置する箇所の建物の最高高さとする



③突出広告	
面積	1 壁面あたりの合計面積 $\leq 5\text{m}^2$
その他	広告物が道路に突出する場合には道路占用許可が必要

④独立広告	
高さ	地上からの高さ $\leq 10\text{m}$
面積	1 基あたりの合計面積 $\leq 20\text{m}^2$ (自家用広告物以外)
	1 広告あたりの面積 $\leq 5\text{m}^2$

共通事項	
色彩	すべての広告物に対し、地色に高彩度の色彩を使用禁止
照明	外付けの付属照明は高さに含まない

上 乗 せ 規 制		
デジタル サイネージ等 ※1	総量面積	1敷地あたり $\leq 5\text{ m}^2$ (自家用広告物以外は設置不可)
主要交差点 区域 ※2	対向面積※3	1敷地あたり $\leq 10\text{ m}^2$ (自家用広告物以外)
	主要交差点区域内における デジタルサイネージ等	1基あたりの表示面積 $\leq 2\text{ m}^2$ (自家用広告物以外は設置不可)
総量規制の 許可基準	総量面積(新設基準) $S_{\text{all}} = \text{①} + \text{②} + \text{④}$ ①: 独立 ②: 屋上 ③: 壁面 ④: 突出 	(自家用広告物等の場合) 1敷地あたりの(壁面を除く)合計面積 $\leq 50\text{ m}^2$
		(自家用広告物等以外の場合) 1敷地あたりの(壁面を除く)合計面積 $\leq 20\text{ m}^2$

※1 発光可変表示式広告物や可動するもの(回転灯等)を指します。

※2 主要交差点の詳細はP10をご確認ください。

※3 表示方向から見た場合における一般広告物(自家用広告物以外)の表示面積の合計

簡 易 廣 告 物		
種 類	例	基 準
はり紙	-	1枚当たりの面積 $\leq 1.0\text{ m}^2$
はり札		
立看板	-	地上からの高さ $\leq 2.0\text{ m}$ 地上から広告物下部までの高さ $\leq 0.3\text{ m}$ 広告物の横幅 $\leq 1.0\text{ m}$
広告旗	のぼり旗等	1枚当たりの面積 $\leq 1.0\text{ m}^2$
広告幕	懸垂幕・横断幕・バナー広告等	-
アドバルーン	-	-
電柱広告 ※4	巻きつけるもの 直接塗布するもの	広告物の縦幅 ≤ 1.8 地上から広告物下部までの高さ $\geq 1.2\text{ m}$
	突出するもの	広告物の縦幅 $\leq 1.5\text{ m}$ 地上から広告物下部までの高さ (車道上) $\geq 4.5\text{ m}$ (歩道上) $\geq 2.5\text{ m}$ 広告物の横幅 $\leq 0.8\text{ m}$

※4 別途道路管理者の(占用)許可が必要です。

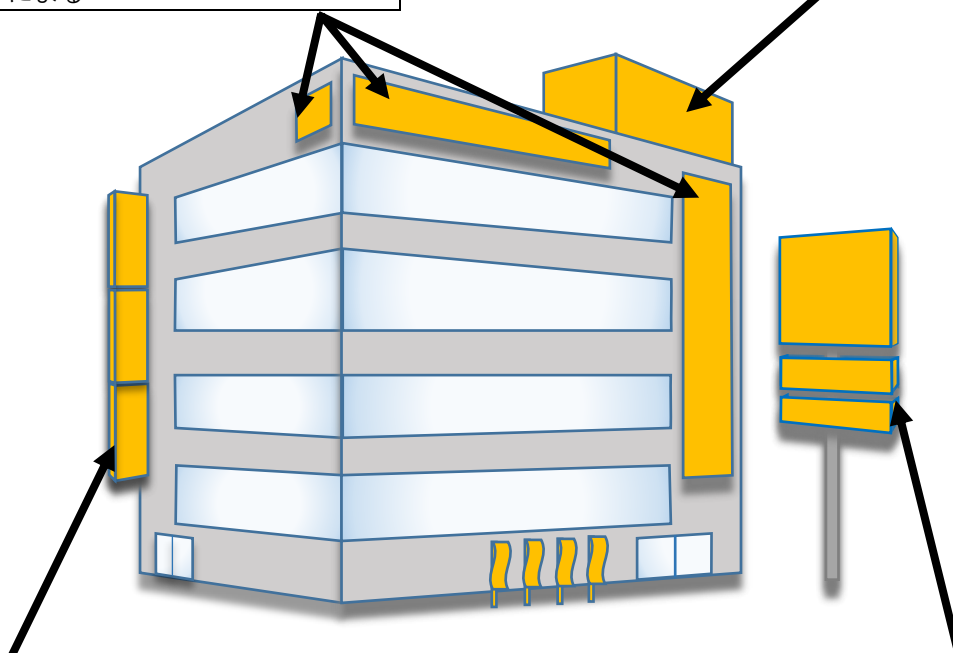
【第 2 種許可地域】…商工業活動の利便が高く、多様な土地利用が可能な地域であり、広告物の需要が高いことに配慮した規制を行う地域

● 用途地域が定められている地域で、次に掲げる地域・地区を除く区域

- ・第 1 種・第 2 種住居専用地域〔都市計画法〕
- ・風致地区、生産緑地地区〔都市計画法〕
- ・景観重点地区〔景観条例〕

壁面広告	
面積	1 壁面あたりの合計面積 $\leq 1/3$ 壁面
	(自家用広告物以外) 1 広告あたりの面積 $\leq 15\text{m}^2$
その他	多角形の場合は各折れ点毎の壁面による

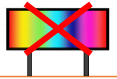
屋上広告	
高さ	広告物の高さ $\leq 1/2$ 建物の高さ 地上からの高さ $\leq 50\text{m}$
その他	建物の高さが一定ではない場合は、その広告物設置する箇所の建物の最高高さとする



突出広告	
面積	1 壁面あたりの合計面積 $\leq 30\text{m}^2$
	(自家用広告物以外) 1 広告あたり $\leq 15\text{m}^2$
その他	広告物が道路に突出する場合には道路占用許可が必要

独立広告	
高さ	地上からの高さ $\leq 15\text{m}$
面積	1 基あたりの合計面積 $\leq 50\text{m}^2$
	(自家用広告物以外) 1 広告あたりの面積 $\leq 15\text{m}^2$

共通事項	
色彩	(自家用広告物以外) 地色に高彩度の色彩を使用禁止
照明	外付けの付属照明は高さに含まない

上 乗 せ 規 制		
デジタル サイネージ等	総 量 面 積	1 敷 地 あたりに $\leq 30\text{ m}^2$
主 要 交 差 点	対 向 面 積	(自 家 用 広 告 物 以 外) 1 敷 地 あたりに $\leq 30\text{ m}^2$
	主 要 交 差 点 区 域 内 に お け る デ ジ タ ル サ イ ネ ー ジ 等	1 基 あたりの表示面積 $\leq 5\text{ m}^2$ (自 家 用 広 告 物 以 外 は 設 置 不 可) 

簡 易 広 告 物		
種 類	例	基 準
はり紙	-	1 枚 当 た り の 面 積 $\leq 1.0\text{ m}^2$
はり札		
立 看 板	-	地 上 か ら の 高 さ $\leq 2.0\text{ m}$ 地 上 か ら 広 告 物 下 部 ま で の 高 さ $\leq 0.3\text{ m}$ 広 告 物 の 横 幅 $\leq 1.0\text{ m}$
広 告 旗	の ぼ り 旗 等	1 枚 当 た り の 面 積 $\leq 1.0\text{ m}^2$
広 告 幕	懸 垂 幕 ・ 横 断 幕 ・ バ ナ ー 広 告 等	-
ア ド バ ル ー ン	-	-
電 柱 広 告	巻 き つ け る も の 直 接 塗 布 す る も の	広 告 物 の 縦 幅 ≤ 1.8 地 上 か ら 広 告 物 下 部 ま で の 高 さ $\geq 1.2\text{ m}$
	突 出 す る も の	広 告 物 の 縦 幅 $\leq 1.5\text{ m}$ 地 上 か ら 広 告 物 下 部 ま で の 高 さ (車 道 上) $\geq 4.5\text{ m}$ (歩 道 上) $\geq 2.5\text{ m}$ 広 告 物 の 横 幅 $\leq 0.8\text{ m}$

○主要交差点について

【主要な交差点の定義】

4車線以上の2以上の道路が交わり、かつ、信号機を有する交差点

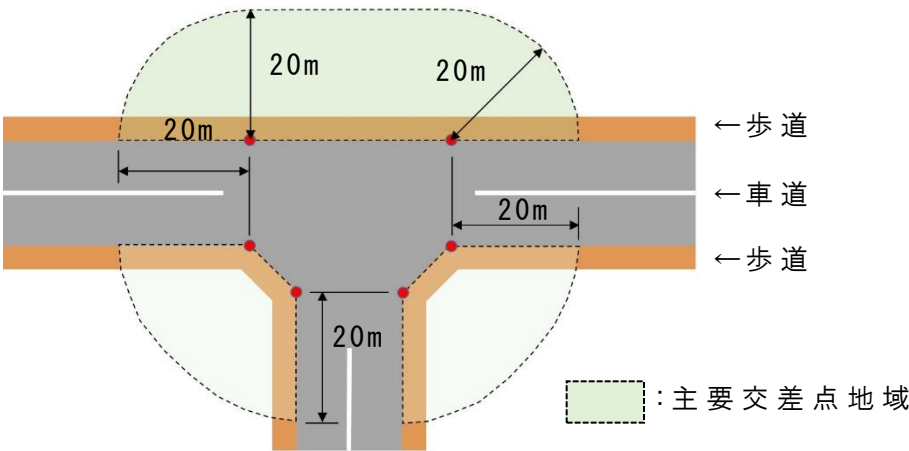
【主要な交差点名】

①京町第二公園	⑪西鉄久留米駅前	⑳東合川二丁目
②JR 交番前	⑫東町	㉑野々下
③三角公園前	⑬通東町	㉒山川野口町
④中央町	⑭東和町	㉓高速道入口
⑤本町	⑮五穀神社	㉔競輪場東口
⑥市役所東	⑯中央公園	㉕野伏間
⑦本町四丁目	⑰消防本部東	
⑧通町三丁目	⑱東櫛原	
⑨六ツ門	⑲中央公園北	
⑩小頭町	㉚新合川2丁目	

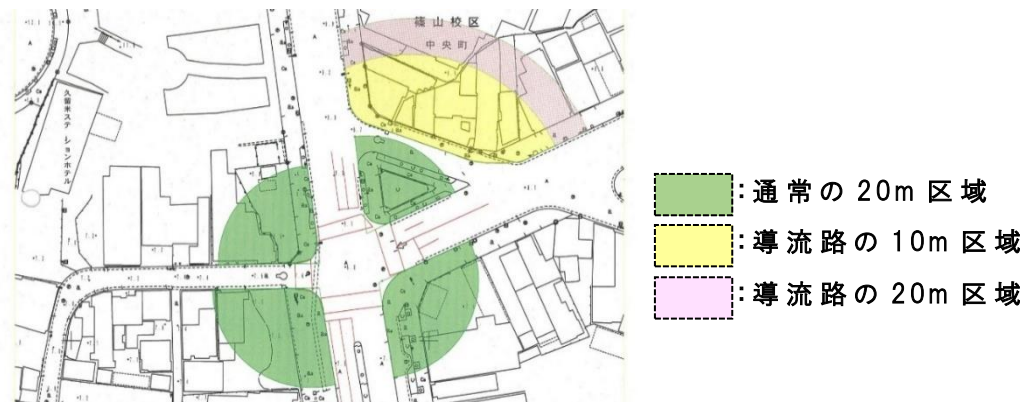
【主要な交差点の区域】

対象交差点の側端及び道路のまがりかどから20mの範囲

対象



※交差点毎の詳細な範囲は、窓口備え付けの図面にてご確認ください
※導流路がある場合は、10m 区間（下図例：黄色着色部）を追加する



6. 申請方法

1) 提出書類一覧

○一般広告物

書 類 名		申 請 の 種 類			
		新 規		変 更	更 新
		新 設	既 設 ※4		
①	屋外広告物許可申請書※1	○	○	○	○
②	位置図	○	○		
③	配置図	○	○	○	
④	仕様図・図面※2	○	○	○	
⑤	現行写真(カラー) (敷地全景・個別の広告物)	○	○	○	○
	現況写真(カラー) (点検時の詳細写真)		○		○
⑥	安全点検結果報告書※1		○		○
⑦	道路占用許可	□道路上空に設置・表示する場合は必要			
⑧	土地使用契約書・承諾書等	○ ※自己所有地・物件ではない場合		○ ※自己所有地ではなく、新たに契約等をした場合は必要	
⑨	工作物確認申請の 確認済書・検査済書	□高さ4mを超える場合は必要 ※同時提出の際は確認申請書を事前確認			不要
⑩	管理者の資格証の写し	○		□管理者が変更した場合は必要	
		※堅固な広告物等で高さが4m以下、かつ敷地内表示面積15㎡以下の場合は不要 ※簡易広告物の場合は不要			
⑪	その他市長が必要と認める書類	□審査の際に提出をお願いすることがあります			

☐	広告物の表示者、管理者を変更した場合	屋外広告物 管理者等変更届
☐	広告物の表示者、管理者の氏名・名称・住所を変更した場合	
☐	広告物を一部又はすべて撤去した場合	屋外広告物 除却(滅失)届
☐	広告物の新規・変更工事が完了した時	屋外広告物 工事完了届

○簡易広告物申請

書類名		申請の種類		
		新規	更新	変更
①	屋外広告物許可申請書※1	○	○	○
②	位置図	○		
③	配置図	○		○ ※数・配置を変更する場合
④	仕様図・図面 ※2	○		○
⑤	現況写真(カラー) (全ての申請対象広告物)	○	○	○
⑥	土地使用契約書・承諾書等	○ ※自己所有地・物件ではない場合	○ ※自己所有地ではなく、新たに契約などを結んだ場合	
⑦	その他市長が必要と認める書類	□審査の際に提出をお願いすることがあります。		

※1 各様式は久留米市ホームページよりダウンロードできます

※2 広告物の意匠、色彩(マンセル値)及び寸法や面積を表示した図面(建築物壁面を利用する広告物の場合は、その建築物の壁面面積及びその建築物と広告物の位置関係を示す図面を含む)

※3 郵送での申請を行う場合は、返信用の封筒と切手をご同封ください。

※4 許可不要で設置したものが新たに許可対象となった場合に適用するものです。設置後の新規申請は通常認められません。

2) 提出期限・提出先

申請は、工事着工又は許可期間満了の10日前までに行ってください。

なお、許可の期間が満了したとき、もしくは許可が取り消されたときは、速やかに広告物を除去しなければなりません。

提出は、都市計画課に1部をご提出ください。

3) 安全点検の実施時期

許可満了日の前3ヵ月以内に実施し、許可申請にあわせて屋外広告物安全点検結果報告書を提出してください。

4) 許可申請手数料

許可申請の際には所定の手数料(次ページ参照)が必要となります。申請内容の審査後に許可書と併せて納付書を発行いたします。

○お支払いの主な窓口(R6年4月時点)

福岡・筑邦・りそな・西日本シティ・佐賀・肥後・北九州・熊本・福岡中央
十八親和の銀行の本店及び全国の支店

7. 許可期間・手数料

許可期間は以下のとおりです。

許可期間	対象広告物
1ヶ月以内※	はり紙、はり札、立看板、広告旗、広告幕、アドバルーン 等
3ヵ年以内	上記以外の堅固な広告物（独立広告、壁面広告、電柱等広告 等）

※特に良好な管理が行われると認められる場合は1ヵ年以内

手数料は以下の通りです。

区 分	単 位	金 額
(1)はり紙	1枚につき	5円
(2)はり札	1枚につき	10円
(3)立看板	1個につき	200円
(4)広告旗(のぼり等)	1枚につき	200円
(5)広告幕(懸垂幕等)	1枚につき	400円
(6)アドバルーン	1個につき	1,000円
(7)電柱等を利用する広告物	1個につき	200円
(8)その他の広告物(独立広告・屋上広告・壁面広告・突出広告)		
1㎡未満	1個につき	200円
1㎡以上2㎡未満	1個につき	400円
2㎡以上5㎡未満	1個につき	800円
5㎡以上10㎡未満	1個につき	1,600円
10㎡以上20㎡未満	1個につき	3,200円
20㎡以上30㎡未満	1個につき	5,000円
30㎡以上50㎡以下	1個につき	8,000円
50㎡を超えるもの	1個につき	8,000円に50㎡を超える面積(1㎡未満の端数切り上げ)について1㎡につき200円を乗じて得た金額を合算した額。但し、上限は50,000円とする。

【備考】照明を伴うものやデジタルサイネージ等は、この表に定める額の2倍の手数料となります。

8. 適用除外広告物

社会生活を営むうえで最低限必要な広告物については、一定の基準内で禁止区域や許可地域の規制の対象から除外されています。

1) 禁止物件・禁止地域・許可地域であっても許可不要で表示できるもの

①法定広告物	道路法、道路交通法、建設業法、消防法等（条例含む）
②選挙広告物	公職選挙法による選挙運動のため一時的に表示するもの
③公共広告物	国・地方公共団体が、公共の利益のために表示するもの （簡易な広告物以外は、公共広告物協議書の提出が必要）
④寄贈者名等表示 広告物	公益上必要な施設や物件に寄贈社名を表示するもので以下の基準に適合するもの （対象：児童遊具施設、防犯灯及び街路灯、公園の施設、ごみ箱、ベンチ、フラワーポット、カーブミラー） ☐表示面積：当該施設又は物件の投影面積の1／20以下 かつ0.5㎡以内 ☐個 数：1施設又は1物件につき1個まで ☐そ の 他： ・当該施設又は物件の効用を妨げないこと ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと

2) **禁止地域・許可地域に許可不要**で表示できるもの

①自家用広告物	自己の事業所等の建物やその敷地内に、自己の氏名や名称（会社名等）、事業内容を表示するもので、以下の面積以内のもの 禁止地域内：1敷地※内の表示面積の合計が 5㎡以内のもの 許可地域内：1敷地※内の表示面積の合計が15㎡以内のもの （例：分譲・賃貸マンション名、自己所有のアパートに「入居者募集」と表示する場合など）
②自己管理地 広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもので、表示面積の合計が5㎡以内のもの、かつ、広告1件あたり2㎡以内のもの （例：〇〇建設用地、〇〇会社管理地、資材置場〇〇商事、売地、関係者以外立入禁止など） ※ただし、管理上の必要がない、営利を目的とした表示内容と判断される場合は、管理用広告物に該当せず、許可が必要
③工事現場の塀などに 表示するもの	工事期間中に表示されるもので、営利を目的としないもの （例：施工会社の記載、工程表など） ※「入居者募集中」や「〇月〇日オープン」は営利目的にあたるため、許可が必要
④冠婚葬祭のための案内 表示や 祭礼のためのもの	冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの
⑤講演会、音楽会などの ためのもの	講演会、音楽会等のため、一時的に会場の敷地内に表示するもの

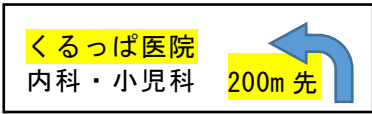
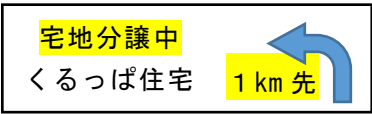
①と②を総じて「自家用広告物等」と称す

※ 1敷地とは、一体利用している一団の土地のことを示す（建築基準法の敷地や筆や所有権によるものではない）。また、事業所・営業所等の土地とは別に、周辺の土地に専用の駐車場がある場合は、同一敷地内として取り扱う。

（1敷地内で、A店舗5㎡、B店舗10㎡、C店舗20㎡の広告物がある場合等においては、1敷地内の表示面積の合計が35㎡となり、15㎡を超えるため、A・B・C店舗全て屋外広告物の許可が必要となる）

※ 禁止地域に一般広告物は表示できません

1) **禁止地域**に許可を受けた上で表示できるもの

①自家用広告物	表示面積の合計が15㎡以内のもの
②道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物	・高さが5m以下のもの ・道標で表示面積の合計が1物件につき片面2㎡のもの ・案内図版で表示面積の合計が1物件につき5㎡以下のもの 道標、案内図板(案内用広告物)の例 案内用広告物として 認められるもの  案内用広告物として 認められないもの  ※概ね500mまでを近隣とする
③上記以外	・公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物 ・久留米市景観審議会の審議を経て、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止上問題がないもの。 ・公益上必要な物件に表示し、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもので、色彩、意匠等が良好な景観の形成に資し、公衆に対して危害を及ぼすおそれがないと市長が認めるもの ・法人その他の団体が表示し、その広告料収入を地域における公共的な取組であって市長が認めるものに要する費用の全部又は一部に充てるもので、色彩、意匠等が良好な景観の形成に資し、公衆に対して危害を及ぼすおそれがないと市長が認めるもの

9. 設置後の維持管理・点検

1) 管理者設置の義務付け

広告物の設置の際には、適切な安全管理を必要とするため、管理者設置が必要です。

●管理者設置が必要な広告物

・簡易広告、電柱広告、壁面に直接塗布する広告を除くすべての広告物

●管理者に有資格者の選任が必要な広告物

- ・堅固な広告物（高さが4mを超える独立広告等）
- ・敷地内表示面積の合計が15㎡を超える広告物

●管理者の資格

・屋外広告士、一級建築士、二級建築士

2) 屋外広告物の表示者、設置者、管理者、所有者、占有者の義務

広告物を設置したり管理したりしている場合、もし物件が安全上や景観上で問題がおきたときには、補修又は除却を速やかに行う必要があります。

●補修又は除却に該当する場合

- ・著しく汚れ、退色し、又は塗料等がはく離したもの
- ・著しく破損し、又は老朽したもの
- ・倒壊又は落下のおそれがあるもの 等

●除却に該当する場合

- ・許可の有効期間が満了したとき
- ・許可が取り消されたとき
- ・物件を設置する必要がなくなったとき 等

3) 点検

広告物の所有者等（表示者・設置者・管理者・所有者・占有者）は、広告物の種類や特性に応じて、本体・接合部・支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を「点検者」に実施させなければなりません。

また、更新許可申請等の際には、許可満了日より前3か月以内に実施した点検結果を提出しなければなりません。

●点検が必要な広告物

・簡易広告を除くすべての広告物

●点検者の資格

・屋外広告士、一級建築士、二級建築士、屋外広告物点検技能講習修了者

国のHPにて「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」を発行しておりますのでそちらもご参照ください。

10. 屋外広告業の手続き

福岡県に広告業の登録を行っている場合は、以下の提出書類各1部を都市計画課までご提出ください。

※郵送での申請を行う場合は、返信用の封筒と切手をご同封ください

	提出書類	備考
1. 新規届出	・特例屋外広告業届出書	市ホームページよりダウンロード可能
	・業務主任者の資格を証するものの写し	屋外広告士登録証、 屋外広告物講習会修了証等
	・福岡県屋外広告業登録通知書の写し	
2. 更新・変更届出	・特例屋外広告業届出事項変更届出書	市ホームページよりダウンロード可能
	・福岡県屋外広告業登録事項変更通知書の写し	
	・業務主任者の資格を証するものの写し (※業務主任者を変更した場合のみ)	屋外広告士登録証、 屋外広告物講習会修了証等

福岡県の屋外広告業登録の変更や、更新を行った場合には、変更届出を久留米市に提出していただく必要があります。

【ご提出期限】

福岡県の屋外広告業登録後であり、久留米市にて広告業を営む前まで

【変更届出が必要な事項】

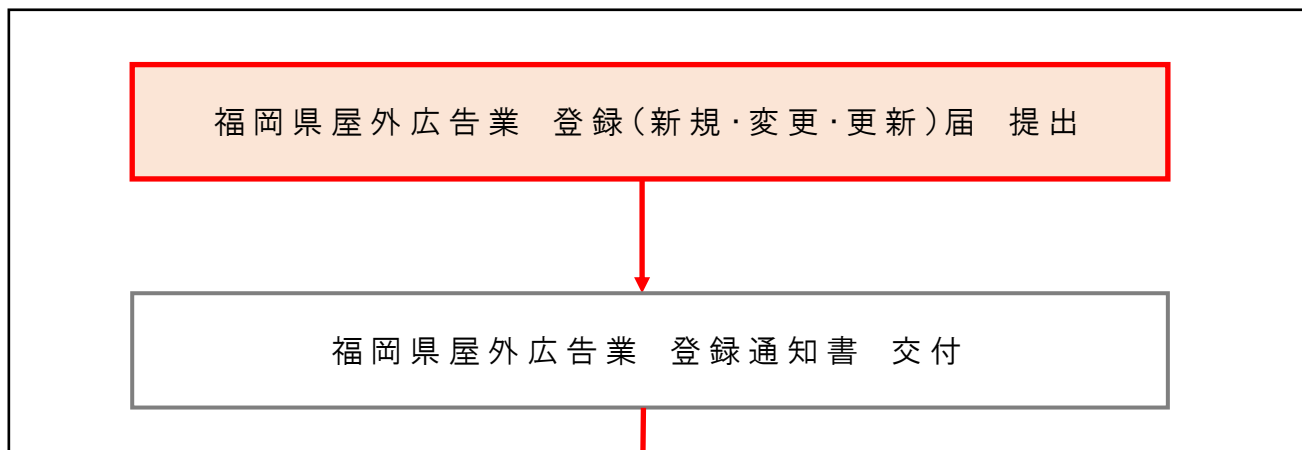
- 福岡県の登録期間の更新
- 代表者の変更(代表者以外(役員等)の変更は不要)
- 所在地(本社・営業所等)の変更
- 業務主任者の変更
- 登録名称の変更

※福岡県に登録することなく、久留米市単独で登録を行いたい場合は、別に手数料(10,000円)と登録申請書類が必要となります。詳細については都市計画課にお問合せください。

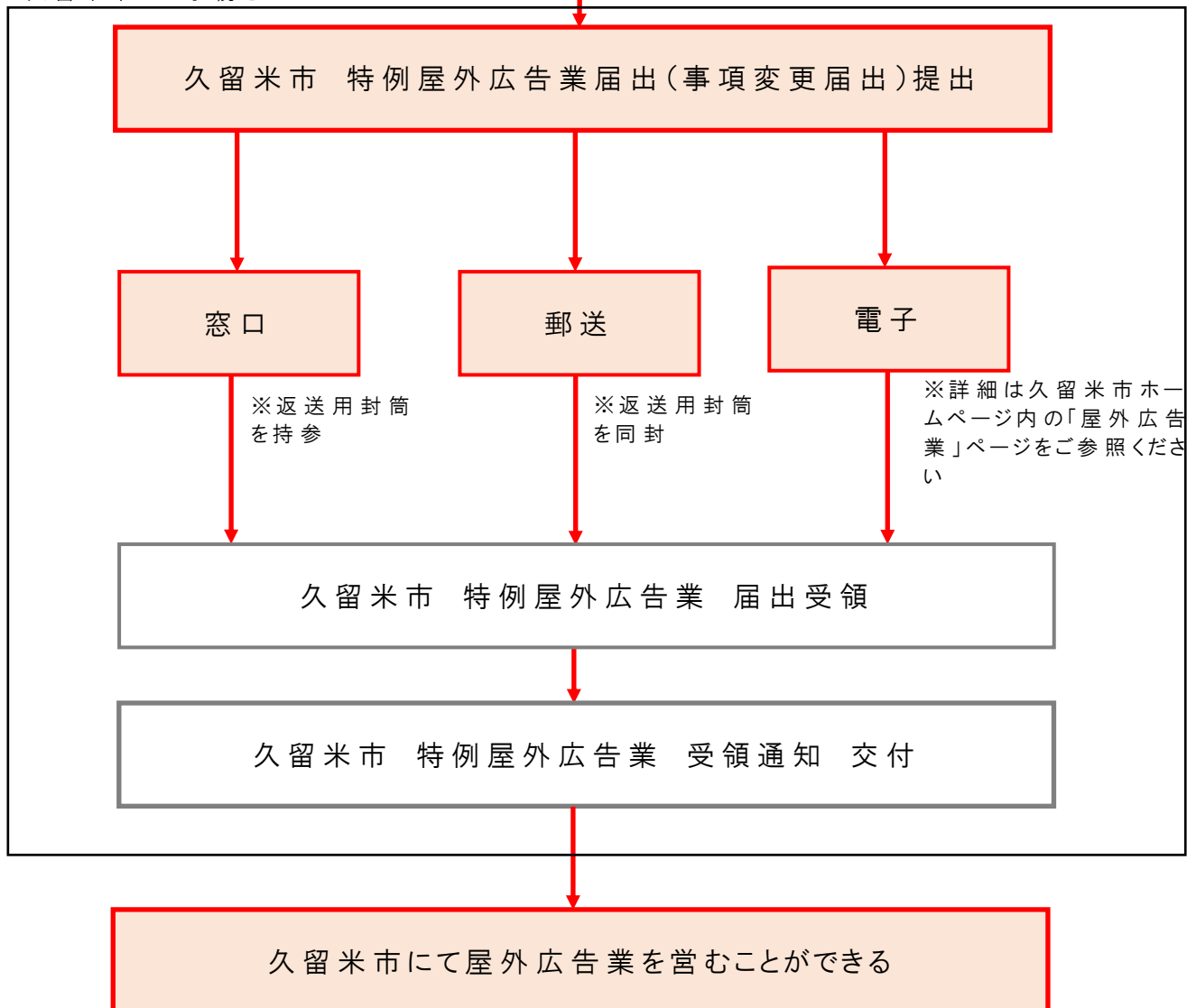
※届出業者以外の方(業者)が代理で提出される場合は委任状が必要です。

【特例屋外広告業 届出フロー】

福岡県 への手続き



久留米市 への手続き





※当冊子の掲出内容は、久留米市屋外広告物条例、施行規則等を簡略化した表現を用いておりますのでご注意ください。

